

Substantive Representation of Women Under the Conservative Government in Japan: An analysis of the Diet deliberation of the Bill on Promotion of Women's Participation and Advancement in the Workplace

Kimiko Osawa*

Okayama University

Abstract

Since 2012, Prime Minister Shinzo Abe's administration began to promote women's participation and advancement in the workplace and established the Act on the Promotion of Female Participation and Career Advancement in the Workplace (the Act) in 2015. Some criticize this Act as a way to utilize women for economic development and to deal with the shrinking working population. In contrast, others point out that it is a law that can be beneficial for women. As such, this Act serves as an interesting case of a women's policy promoted by a conservative government. This paper's objective is to shed light on if and how women are substantively represented in the Diet members' statements made during the legislative debate of the bill on the Promotion of Female Participation and Career Advancement in the Workplace between 2014 and 2015. This paper asks two research questions. First, based on the mixed evaluation of the Act made in the studies about the Abe administration's women's policies, this research asks if the Diet members speak of women as resources to use for other economic and social goals or if women are substantively represented. Second, drawing insights from the literature on women's substantive representation, this research asks how Diet members speak for

* Associate Professor, Discovery Program for Global Learners, Okayama University. Email: kimikoosawa@gmail.com.

** Thank you for the comments from the three reviewers.

women. Particularly, based on the studies on conservatism and substantive representation of women, this question seeks to determine if Diet members engage in the conservative representation of women, taking women's roles as mothers and wives who provide care for children, husbands, and elders at home for granted. The results of the analysis demonstrate that the number of statements that explicitly claimed to use women was small. Second, while some Diet members of conservative political parties engaged in the conservative representation of women, there were more instances of non-conservative representation, in which a variety of types of women were represented. These findings reveal that even when the conservative government's intention to submit the bill was to utilize women rather than acting for women, Diet members could speak for various types of women and engage in the non-conservative representation of women. The findings also imply the importance of paying attention to formal and informal legislative deliberation rules to figure out how women's substantive representation can occur under a conservative government and in a legislature dominated by conservative parties.

Keywords

Substantive Representation of Women, Conservatism, Japan, Diet, Abe Administration, Women and Work

日本の保守政権下における女性の実質的代表—女性活躍推進法案を巡る国会審議をケースとして

大澤貴美子*

岡山大学

要旨

かつてフェミニズムや男女平等を批判していた安倍晋三首相率いる第二次安倍政権は、2012年以降、女性の社会進出を後押しする政策を積極的に促進し、2015年には女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）を成立させている。女性活躍推進法は、女性政策ではなく、女性を利用しようとする経済政策であるとの批判が多いが、一方では女性のための政策としての側面もあるとの指摘もあり、保守政権による女性政策の興味深いケースとなっている。本稿は、女性活躍推進法の審議過程における女性の実質的代表的内実を明らかにすることを目的とする。具体的には、安倍政権による女性政策、また、女性の実質的代表的に関する先行研究の知見から導き出した二つのリサーチクエスチョンへの答えを、法案審議での議員発言をデータとして提示することが本稿の課題である。第一に、女性活躍推進法が女性活用の経済政策であるという評価から、審議過程においても、女性の利益や権利を代表する発言よりも、女性を経済成長や少子高齢化社会における資源として活用しようとする発言が多いのかどうかを探る。第二に、女性を実質的に代表する発言があるとするれば、どのような発言内容が見られるのかを明らかにする。特に、保守政党である自由民主党が多数を占めている国会での審議においては、女性の家庭内ケア提供役割を所与とした女性のための発言が大勢を占めているのみに注目する。これらのリサーチクエスチョンに答えることで、女性活躍推進法を巡る女性の実質的代表的の有り様、また保守主義と女性の実質的代表的の関係を明らかにし、女性の実質的代表的の研究に貢献することを目指す。分析の結果、女性を活用しようとする発言は、女性を代表する発言、また女性活用の姿勢を批判する発言と比べて数が少なかったこと、議員発言によって多種多様な女性が代表されていることが明らかになった。また、保守系議員による、女性の家庭内ケア提供役割を所与とした保守的な女

* 岡山大学グローバル学習者発見プログラム准教授。E-メール: kimikoosawa@gmail.com.

** 「三人の査読者の方々のコメントに感謝いたします。」

性の代表発言がある一方で、主に野党議員による、保守的ではない女性の代表発言も多くあったことも示された。これらの分析結果は、保守政権が支配する議会であっても、非保守的な女性の実質的代表が、少なくとも審議過程においては可能であることを示唆している。

キーワード

実質的な女性代表, 保守主義, 日本, 国会, 安倍政権, 女性と仕事

1. はじめに

本稿の課題は、2015年9月4日に公布された女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下、女性活躍推進法）の審議過程に注目し、国会議員の発言による女性の実質的代表的内実を分析することである。女性の実質的代表的（女性の利益や権利の代表、女性のための代表行為）については、多くの理論的・実証的研究が存在するが、近年では、女性の実質的代表的の研究は、保守主義との関係にも焦点が当たようになってきた。女性活躍推進法は、フェミニズムへの批判を繰り返してきた安倍晋三首相が率いる保守政権が提出し、保守政党である自由民主党（以下、自民党）が多数を占める衆議院・参議院で議論され、可決されたものである。女性活躍推進政策は女性政策ではなく女性を利用しようとする経済政策であるという批判が多いが、一方では女性のための政策としての側面もあるとの指摘もあり、保守主義と女性の実質的代表的という研究課題の探求には有用な事例である。本稿は、安倍政権における女性活躍推進法案の審議過程を分析することで、法案が女性の実質的代表的にもたらした影響を明らかにすると同時に、女性の実質的代表的と保守主義の関連の研究に貢献することを目指すものである。

本稿の構成は次のとおりである。まず女性の実質的代表的に関する先行研究、次に、女性活躍推進政策と女性活躍推進法に関する先行研究における知見を整理し、本稿の分析枠組み、分析対象となるデータ、そして二つのリサーチクエスチョンを示す。女性活躍推進法案を巡る審議における国会議員の発言内容の分析を通してこの二つのリサーチクエスチョンへの答えを提示し、最後に分析結果の考察を提示する。

II. 女性の実質的代表：先行研究と分析枠組

女性の政治代表に関しては、ジェンダーと政治の研究分野で活発な研究と議論が展開されている。中でも多くの研究が、女性議員は女性の利益や権利を擁護・推進しているのかという問い、すなわち女性の描写的代表（同性の代表である女性議員が存在していること）と女性の実質的代表（女性の利益が代表されていること）の相関性¹⁾を探り、知見を生み出してきた²⁾。

一方で、これらの研究の多くが女性の実質的代表という事象の一部のみを分析しているに過ぎないのではないかと指摘もなされてきた。「女性議員（あるいは比較対象としての男性議員は）は、女性の利益や権利を代表しているのか」という問いに答えるためには、女性の利益が何なのかを研究者が事前に規定しておく必要がある。そうでなければ、観察される議員の行動や発言が、女性の利益を代表しているのかどうかを判定することができないからだ³⁾。しかし、事前に女性の利益の中身を規定する傾向に対しては、二つの角度からの修正の動きが生まれている。一つは、代表関係の「構築主義的転回」と呼ばれる流れ⁴⁾からの修正である。この分析視点では、「『代表されるもの』が常に自明である保障はなく、むしろ論争的であることの方が多い⁵⁾」と認識し、それゆえに「『代表するもの』が『代表されるもの』を構築するという契機が目されるようになる⁶⁾」。すなわち、被代表者の利益が自明でも所与でもないの

1) 衛藤 (2017), p. 223.

2) 先行研究の数は膨大であるが、書籍としてはDiaz (2005), Osborn (2012), Swers (2002) など。

3) Celis (2012), p. 525.

4) 田畑 (2017), p. 189.

5) 同上, p. 187.

6) 同上, p. 188.

あれば、被代表者の利益や権利を描き出さなければならない。女性の実質的代表研究においても、代表されるべき女性の利益を事前に想定し、それが代表されているかどうかを問うというアプローチではなく、女性の利益は「社会的に構築され、政治的に議論される」ものであるとして⁷⁾、代表者が女性の利益の構築に寄与するという行為に注目し、どのような代表者がどのように女性（とその利益や権利）を描き出しながら女性を代表しているのかを分析する研究が生み出されている⁸⁾。

もう一つの修正の動きは、これまでの女性の実質的代表の実証研究が、特定のタイプの女性の利益や権利の代表、そして特定のタイプの代表者のみに焦点を当ててきたのではないかという指摘から始まる。女性の利益が多様であり流動的であるという認識に基づきながらも⁹⁾、先行研究の多くは第二派フェミニズムの主張に基づいて女性の利益を定義し、また女性の代表者としてはフェミニズムに親和的な左派政党やフェミニスト女性議員の動向を主たる分析対象としてきたという傾向があった¹⁰⁾。これに対して、男性議員も、また保守政党や保守議員も、女性を実質的に代表している¹¹⁾、そしてフェミニスト的ではない女性の利益の代表もあり得る¹²⁾という知見が提示され、さらに、保守女性議員や保守政党による女性の実質的代表¹³⁾、また保守イデオロギーと女性の実質的代表の関係の分析についても研究が進められている¹⁴⁾。

7) Reingold and Swers (2011), p. 430.

8) 例えば, Celis and Childs (2020), Celis, Childs, Kantola, and Krook (2014), Childs, Webb, and Marthaler (2010), Gwiazda (2019), Piscopo (2011), Plumb (2016).

9) Mansbridge (1999), Phillips (1998), Young (2002) など。

10) Celis and Childs (2012), Celis and Childs (2018a).

11) Celis and Erzeel (2015).

12) Celis and Childs (2012), Celis and Childs (2014), Celis and Childs (2018a), Erzeel and Celis (2016).

13) 例えば Childs and Webb (2012), Childs, Webb, and Marthaler (2010), Curtin (2014), Gwiazda (2019), Kantola and Saari (2014), O'Brien (2018), Piscopo (2014); Plumb (2016).

14) Erzeel and Celis (2016).

日本における女性の実質的代表的研究は多くないが、¹⁵⁾ 保守政党である自民党による政権が長く続いている日本のケースは、保守政権や議員による女性の代表、また、保守的な性別規範や女性像に基づいた女性の利益や権利の表出と代表という研究課題を考察するのに有用である。特に、2012年に二度目の首相就任を果たした安倍晋三率いる内閣は、発足以降、「女性が輝く社会」、「女性の活躍」をキーワードに、様々な政策を推進してきた。保守政権、特に長年フェミニズムや男女平等への批判を繰り返してきた安倍首相をリーダーとする内閣が「女性の活躍」を重要課題とするという状況はパラドキシカルであり、後述するように、様々な研究者によって分析がなされてきた。しかし、女性の実質的代表的、特に保守的な女性の利益や権利の代表という観点から安倍内閣の女性政策を分析した研究は管見の限り存在していない。そこで本稿は、安倍内閣によって提出され2015年に公布された女性活躍推進法の審議過程における女性の実質的代表的の有様を分析する。次節では女性活躍推進政策および女性活躍推進法について、主に研究者たちがどのように解釈・評価してきたのかに焦点を当てて先行研究のレビューを行う。

III. 安倍政権と女性活躍推進法案

女性活躍推進という政策アイデアは、安倍政権に始まったものではない。女性の経済活動を推進しようとする動きは小泉純一郎内閣時代から始まり¹⁶⁾、その後の「民主党政権下においては『働くなでしこ大作戦』と

15) 例えば、大山 (2016), 大海 (2007), Osawa and Yoon (2019), 竹安 (2016), Yoon and Osawa (2017).

16) 辻 (2015), p. 19.

して成長戦略に組み込まれ、2012年12月に成立した第二次安倍政権ではそれを引き継ぐ形で日本再興戦略の中核に位置付けられ¹⁷⁾てきた。この女性活躍推進のための法律として作られたのが、女性活躍推進法である。法律の目的は、女性が職業生活において活躍できるように国、地方公共団体、事業主が支援を行い、「もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現すること」であるとされている。

女性の職場への進出を支援するこの法律が、自民党という保守政党、特に反フェミニズム、反ジェンダー平等の旗振り役であった安倍首相率いる内閣によって提案されたことは興味深い。しかし、この一見矛盾とも思える状況は、女性活躍推進政策は女性政策ではなく経済政策であるという視点から見れば、さほど突飛でもない。例えば堀江（2016、2017）は、かつて安倍首相がジェンダーやジェンダー・フリーという概念を批判し、『男らしさ』『女らしさ』の維持や家庭の重要性を強調する「バックラッシュ運動の旗振り役を担った、自民党の「過激な性教育・ジェンダーフリー教育実態調査プロジェクトチーム」の座長を務めていたことから、安倍政権が女性活躍政策を推進することに驚く人もいるであろうとしながらも¹⁸⁾、

安倍政権の「女性活躍政策」はあくまで経済政策であり、ジェンダー平等政策ではない。そのことは、安倍が「ジェンダー」や「男女共同参画」の語を徹底的に避けていることにも表れている（中略）。女性を活用して経済成長するために、ジェンダー平等派に改宗する必要はないのである

17) 三浦 (2015), p. 54.

18) 堀江 (2016a), pp. 25-26.

と論じる¹⁹⁾。

また三浦まり（2014、2015）は、安倍政権は、女性就労を推進しながらも、少子化対策として、女性の母親としての役割も強調していることを指摘する。そしてそこでは

働きつつ子どもを産み育てる母親を政策的に支援していくのと同時に、母親役割を強調することで、性別役割分担には大きな変化をもたらさない形で女性労働の活用を図るという意図が明確に見て取れる

と論じる²⁰⁾。すなわち、「女性は労働力として、そして母親として、日本の将来を支える重要な資源と見なされており²¹⁾、「男性優位の構造は温存したまま、都合よく女性を登用しようという発想そのもの²²⁾であると批判する。確かに法律の目的を見ても、「急速な少子高齢化の進展…に対応できる豊かで活力ある社会」の実現を謳っており、女性が働くことが、日本社会や経済に役立つという、「女性の客体化²³⁾の姿勢が見て取れる。このように、自民安倍政権が急に男女平等を標榜するようになったわけではなく、少子高齢化が進む中で、自らの看板政策であるアベノミクスを通しての経済再生という大目的のために女性を「活用」することこそがこの法律の目的であると理解すれば、そこには何の矛盾もないといえる。

また、非正規雇用者として働く多くの女性の存在を無視し、一部のエリート女性のみをターゲットとした政策であり²⁴⁾、労働者としての女性

19) 堀江 (2017), p. 38.

20) 三浦 (2015), p. 54.

21) 同上.

22) 三浦 (2014), p. 53.

23) 三浦 (2015), p. 67.

の環境を改善しようとする女性政策とはみなせないという指摘もある。このように多くの研究者が、政権は女性のための法律を作ろうという意図はなく、出来上がった女性活躍推進法も、女性活用のためのものであり、女性のための法律ではないという評価を下している。

一方で、皆川満寿美（2016）は、内閣提出法案に対して、自民党、民主党・無所属クラブ、公明党が共同提出した修正案が可決された結果、法律の目的が第一に「男女の人権が尊重できる社会」であると定められ、「女性を経済成長の道具とみなす政権の態度が、国会によって、修正をかけられたと読むことができる」と論じている²⁵⁾。さらに、

女性活躍推進法は、「事実上存在している男女格差」に着目して、事業主に対し、自身による調査、分析を求め課題を明らかにし、時限を切って対策を講じさせる「ゴール&タイムテーブル方式」のポジティブ・アクションを義務付け、その是正を目指そうとするもの

であると指摘し²⁶⁾、「女性活躍推進法は、成長戦略の文脈で発想、提案された政策であったかもしれないが、法成立の時点では、『法による平等』実現のための政策に転生したと言って構わない」と評価している²⁷⁾。

このように、女性活躍推進政策及び法律は女性を単に利用するものであるとの議論が多いが、女性の人権を尊重し男女平等の実現に資する側面もあるという皆川の指摘も重要である。本稿はこの議論に決着をつけることを目指すものではないが、女性活躍推進法の審議過程を分析することで、女性の実質的代表という観点から女性活躍推進政策という政策

24) Dalton (2017).

25) 皆川 (2016), p. 17.

26) 同上, p. 26.

27) 同上, p. 26.

と女性の関係の理解に貢献することを目指す。次節では、女性の実質的代表の分析方法、本稿のリサーチクエスチョン、および分析対象とするデータについて述べる。

IV. 分析方法、リサーチクエスチョン、データ

女性の実質的代表はどのように実証的に分析することができるのか。本稿は、先行研究と同様に、女性の利益が多様であり、固定された所与のものではないという認識からスタートし、代表のプロセスにおける議員の構築的役割に注目する。議員たちがどのように女性と女性の利益や権利を規定し代表しているのか、その「代表されるもの」の「内実」を明らかにし、分析・検討すること²⁸⁾を目的とする。議員は、政治過程の様々な場面において色々な方法で女性を代表することができるか²⁹⁾、ここでは女性活躍推進法案の審議過程における、発言による女性の実質的代表を分析していく³⁰⁾。

発言による女性の実質的代表を明らかにするためには、どのような発言が「女性のため」になされた発言なのかを判別する必要がある。本稿は、Celis(2006, 2009, 2013) による「女性の実質的代表」の定義を用い

28) 辻 (2010), p. 146.

29) 女性の実質的代表は、Franceschet and Piscopo (2008)が指摘するように、プロセスとしての女性の実質的代表とアウトカムとしてして女性の実質的代表に分類することができる。前者は、女性のための法案を提案すること、女性のための法案に賛成票を投ずること、そのプロセスの中で同様の考え方の議員と協力して法案作成・通過に尽力すること、また議会における様々な討議の場で女性のために主張をすることなどが含まれる。後者は女性を実質的に代表する法律が成立することを指す。プロセスにおいて女性が実質的に代表されていたとしても、それが必ずしもアウトカムに繋がらないこともありうる。

30) 発言による女性の代表の研究の先例としては、Celis (2006); Piscopo (2011)などがある。

る。Celisは、女性の実質的代表とは、女性にとって不利益な状況を示して非難したり、その状況を改善するための提案を行ったり、女性の権利を主張したりする行為や発言を指すと定義した³¹⁾。この定義の利点は、誰を「女性」と見なし、どの女性のどのような「利益」や「権利」を代表するかについては代表者自身が決定することであるとするため、研究者による事前の規定が不必要でありながら、実質的代表すなわち「女性のための行為」を認定できる点にある³²⁾。本研究では、上記のような発言を「女性のため」になされた発言と操作化し、そのような発言が行われている場合に女性が実質的に代表されているとみなす³³⁾。

分析対象となるデータは、表1に示した衆議院および参議院の本会議と委員会における、延べ41議員による63発言の内容である³⁴⁾。国会会議録検索システム³⁵⁾を用いて、女性活躍推進法案が議題となった各会議の議事録を入手し、そこに記録されている各議員の発言をデータとして用いた。法案審議過程における議員の発言は主として政府や法案提出者への質問の形をとるが、法案への批判や賛意といった形で発言者自身の考

31) Celis (2006), p. 88; Celis (2009), p. 103; Celis (2013), p. 182.

32) Celis (2009), p. 103-104; Celis (2006), p. 88.

33) 本研究の目的は女性の利益の実質的代表における代表者の役割に注目しその動向を分析することなので、議員が主張する女性の利益・不利益、権利が「実際の」あるいは「真の」女性の利益・不利益、権利であるのかどうか、提案された状況改善方法が実際に女性が望むものなのか、状況を改善するのかどうかといった点についての議論は、重要な問題ではあるが、扱わない。言い換えると、発言者による認識をそのまま分析対象とし、その認識が正しいのかどうか、正当化され得るものなのかどうかについての考察は行わない。代表者による女性の実質的代表の質を点検する方法については、Celis (2012), Celis (2013), Celis and Childs (2018a), Celis and Childs (2018b)などを参照のこと。

34) 本会議では各議員が一度の発言で質疑事項を全部述べるが、委員会では一問一答式が用いられており、議員が投げかけた質問に対して政府あるいは参考人が答弁し、さらに議員が質問をし、それに対してまた政府や参考人が答弁するという形式になっている。本稿では、一問一答式であっても、同一議員が質問に立って次の議員に代わるまでに行う全ての質問と発言を一つの発言としてカウントしている。

35) オンライン検索が可能なシステムである。https://kokkai.ndl.go.jp/#/

えが提示されることも多い。また、法案の方向性、法案の文言、各条の内容等についての発言があれば、法案と関連した色々なイシューについて質問、主張、政府への要望がなされることもあり、内容は多岐にわたる。

表 1. 女性活躍推進法案が審議された会議

国会 会期	日付	会議名	内容
187	2014年10月31日	衆議院本会議9号	法案趣旨説明、質疑
	2014年11月12日	衆議院内閣委員会10号	質疑
	2014年11月13日	衆議院内閣委員会11号	参考人意見、質疑
189	2015年5月22日	衆議院本会議27号	法案趣旨説明、質疑
	2015年6月3日	衆議院内閣委員会11号	議員による修正案提出、原案および修正案の一括審査 ³⁶⁾
	2015年7月31日	参議院本会議35号	修正議決された法案の趣旨説明、質疑
	2015年8月4日	参議院内閣委員会18号	趣旨説明、質疑
	2015年8月6日	参議院内閣委員会19号	参考人意見、質疑
	2015年8月25日	参議院内閣委員回20号	質疑

発言内容の分析を導くのは、二つのリサーチクエスチョンである。第一のリサーチクエスチョンは、これらの発言において、女性を利用することを主張する発言がなされているかどうかである。これは、女性活躍推進法が女性を利用するものなのか、女性のためのものなのかという先行研究における議論に、審議過程での女性の実質的代表的分析という観点からの貢献を試みるものである。二つ目のリサーチクエスチョンは、女性の代表がなされているとしたらどのような女性が代表されていて、それらの女性のどのような利益が代表されているのかである。この問い

36) ちなみに、内閣委員会では全会一致で修正議決すべきものと決まり、6月4日の衆議院本会議31号でも修正議決されている（審議なし）。

は、保守勢力・保守主義と女性の実質的代表という研究課題への取組として位置付けられる。具体的には、保守政党である自民党が衆議院では過半数以上、参議院でも最大政党となっていた日本の国会で、同じ保守政権によって提出された法律案が審議される場合には、やはり保守的な女性役割や性別規範に基づいた女性の利益の定義および代表発言が多くなされているのかどうかを問うものである³⁷⁾。ここでいう保守的な女性像や性別役割規範とは、女性の第一義的な役割を、妻・母として家事・育児・介護といった家庭内ケア労働に従事するものと見なす考え方である。従って、保守的な女性の実質的代表（あるいは保守的に女性を代表する）とは、既婚の女性が家庭内ケア労働に従事していることを所与として、そういった女性の利益や権利を代表するものである³⁸⁾。

分析方法としては、議員の発言内容を精読するという質的なドキュメント分析のアプローチを用いた³⁹⁾。まず全ての発言を、女性と女性の就労を経済成長や少子化対策などの他の目的のために利用しようとしているのかどうか、あるいは女性を代表しているのかという観点から分類し、女性利用の主張をしている発言数をカウントし、その内容を検討した。次に、各発言において、女性のための発言と見なすことのできる主張の存在を、上述の「女性のための発言」の定義を用いて判別し、その後発言の詳細を読みながら、そこで代表されている女性は誰か、どのような利益が代表されているのかによって発言を分類し、その数をカウントするとともに、特に保守的な女性の代表が行われているかどうかに関心を当てて内容の検討も行った。以下では、発言の詳細にも触れながら、上記二つのリサーチクエスチョンに答えていく。

37) Gwiazda (2019), Celis and Childs (2018a).

38) ここには、女性はケア労働に従事すべきであるという規範的議論と、女性がケア労働の担い手となっているという現状を批判することなく所与のものとする立場の両方が含まれると考えられる。

39) Celis, Childs, Kantola, and Krook (2014)が用いた分析方法を使用した。

V. 分析結果

1. 女性の活用を主張する発言？

女性活躍推進政策は女性の活用を目論んでいるとの批判があるのは、既に見たとおりである。しかし、審議過程における議員の発言では、女性の活用という視点は少数であることが分かった。女性が職場で活躍できる社会を作るという法案の方向性そのものは是としたうえで、女性が活躍するためには何がなされるべきかを主張する発言が多かったという意味では、法案に内在すると指摘されている女性活用の視点は広く受け入れられていたと解釈することもできるかもしれない。それでも、全63発言のうち、明確に女性の活用を主張していたのは4発言のみであった⁴⁰⁾。その中の一つ、高木美智代議員（公明党）の発言では、

少子高齢化の進展に伴い、企業においても、大量生産という量から多様なニーズに応える質への転換が図られ、新しい需要を掘り起こすイノベーションなくして勝ち残れない時代となりました。女性の力を大いに活用し、生活に根差した視点を生かすことが、より重要になってきています。我が国の未来は、女性の活躍にかかっていると言っても過言ではありません

として、日本の将来のためには女性活用が重要であると主張している⁴¹⁾。

40) 187-衆議院本会議9号での高木美智代（公明党）、187-衆議院内閣委員会10号での中谷真一（自民党）、189-参議院内閣委員会18号での江口克彦（次世代の党）、189-参議院内閣委員会20号での浜田和彦の発言。

41) 同時に、この発言の他の部分では女性が被っている不利益としてマタニティハラースメント

その他の3発言は、いずれも企業や国の経済的利益に資するならば女性活躍を推進するのが良いという議論であった。江口克彦議員（次世代の党）の発言は特に女性活用の姿勢が明確である。江口議員は、女性が活躍しなければ日本はもたないというところから発言を始めるが、2020年までに女性管理職を30%にするという政府目標については、

優秀な男性とそれからそうでもない女性社員を、三十%目標でそうでもない女性社員を昇進させていては、グローバル化の時代で市場競争も大変なんですよ。そんなときに三十%という目標でそうでもない女性を起用するという点においては世界では勝っていくことはできないという風に思うんですね

と主張して、日本経済の利益になる形でのみ女性を登用すべきだとしている。

女性の活用を主張する発言が少数にとどまったのに対して、安倍政権が女性活用を目論んでいるのではないかとする批判は、民主党、共産党、生活の党、維新の党といった野党議員たちの10発言においてなされている⁴²⁾。例えば、青木愛議員（生活の党）は「女性が輝き活躍することは、成長戦略のためではなく、日本国憲法が保障する男女平等の施策として当然のことである」という指摘から質疑を始めている。また、塩川鉄也議員（共産党）はこの法案の内容について、法案が「不十分なが

の問題を指摘するなど、女性の代表も行われている。

42) 187-衆議院本会議9号での郡和子（民主党）、高橋千鶴子（共産党）、青木愛（生活の党）、187-衆議院内閣委員会10号での辻本清美（民主党）、小宮山洋子（生活の党）、189-衆議院本会議27号での山尾志桜里（民主党）、189-衆議院内閣委員会11号での阿部知子（民主党）、塩川鉄也（共産党）、189-参議院本会議35号での川田龍平（維新の党）、田村智子（共産党）の発言。

らも、おこなっている女性の社会進出を進め、働く女性の労働条件向上を図る上で前向きな方向を持ったものである」ことを評価しながらも、「安倍政権の女性政策は、企業の競争力を高めるための、女性の活躍ではなく活用ということであり、その方向に私たちは反対であります」、また、「女性たちは、強い日本を取り戻すという安倍政権の野望のために都合よく利用されることを望むはずがありません」と主張している。

辻元清美議員（民主党）の発言は、より直截的に安倍内閣による「女性活用」という用語の使用について言及し、その方向性を批判している。

大臣、私は思うんですけども、安倍さんは最初、女性の活用と言うてはったんですよ。ところが、途中から、誰か多分指摘したんやと思います、活用はあかんでとなって、次に活躍と来たんですね。活用という言葉が出てきた背景には、確かにいろいろなその現象があります、それも真なりという点があるんです。確かに、女性の社会進出が進む、そして女性が働く、ダブルインカムになるということをややすい国は、経済成長にも寄与している。しかし、経済成長のために、少子高齢化を解消するために女性のさまざまな政策をやろうというのは本末転倒やと思うんですね。

皆川（2016）は、修正案可決により、「女性を経済成長の道具とみなす政権の態度が、国会によって、修正をかけられた」と論じているが⁴³⁾、上記のように、審議過程においても、安倍政権の女性活用の姿勢への批判的な発言が野党議員によってなされていたことが分かる。

43) 皆川 (2016), p. 17.

2. 代表されている女性とその利益：保守的な利益の代表？

1) 代表されている女性の種類

女性の活用を主張する発言がさほど多くはなかった一方で、割かれた時間や議論の詳細度に程度の差こそあれ、ほぼ全ての発言において何らかの形で女性の代表がなされていることも分かった。女性の実質的代表の先行研究が指摘するように、これらの発言の中で代表されている女性のタイプや女性の利益や権利は多様である。以下ではまず、どのような女性が代表されているのかを見ることで、法案審議過程における女性の実質的代表の概観を示していく。

表2は、女性のための発言の中で言及されている女性のタイプを職業・勤務形態という観点から分類したものを、各タイプへの言及数と共に示したものである。表2が示すのは、多種多様な賃労働に従事する女性たちが代表されている状況である。特に、正社員以外の女性への言及が多いことが見て取れる。これは、非正規労働者の7割近くを女性が占めているという現状の反映であると同時に、同時期に国会で審議されていた労働者派遣法改正に反対するという文脈で、女性派遣労働者の待遇の悪さに言及がなされていたという側面もある。そして、賃労働に従事しない専業主婦も代表されていることは、後に触れるように、保守的な女性の代表という意味で重要である。

次に、労働・勤務形態ではなく、女性が置かれている様々な状況に注目し、どのような状況の女性たちが代表されているのかを見ていく（表3）。まず、婚姻状況という軸で分類すると、独身女性、シングルマザー、同性パートナーを選んだ女性が代表されている。これは、法案が「家族を構成する男女」という言葉を使っていることについて、

表 2. 代表されている女性のタイプ（職業・勤務形態別）

	詳細	言及数
大企業で働く女性	管理職の女性	2
	一般職の女性	1
正社員以外の女性	非正規雇用の女性	15
	派遣労働で働く女性	5
いわゆる大企業以外で働く女性	大企業ではない会社で働く女性	1
	中小企業で働く女性	2
	自営業・農業で働く女性	2
	起業する女性	1
特定の職種で働く女性	研究者、技術者、非常勤講師の女性	1
	家事使用人となる外国人女性	1
賃労働に従事しない女性	(専業)主婦	5

シングルマザーや、両親を介護しながら働く未婚女性などに対して余りに配慮がないと感じます。よもやこの法案が想定するのは、正社員の夫と子供を持つ正社員の妻だけなどということはないと思いますが、念のため確認をいたします⁴⁴⁾

と指摘した郡和子議員（民主党）の発言が示すように、法案が想定するとされる「女性」の排他性を指摘する形で代表されることが多かった。

同様に、表3の「その他の要因による違い」部分が示すように、地方在住の女性達、また、障害を持った女性、DV被害を受けている女性、障害児や病児を抱えた女性、経済的困難に直面している女性、そして無戸籍の女性たちなど、働きたくても、あるいは働く必要があったとしても様々な理由で働くことが難しい女性や、毎日の生活すらも不安定な女性

44) 187-衆議院本会議9号での発言。189-衆議院本会議27号において山尾志桜里（民主党）も同様の発言をしている。

たち－無戸籍の女性について言及をした林久美子議員（民主党）の言葉を借りるならば「活躍するチャンスすらない女性」「私たちが当たり前だとおもっていることすらままならない女性」「社会生活のスタートラインにすら立てない女性」⁴⁵⁾－の存在も認識され、代表されている。

表 3. 代表されている女性のタイプ（婚姻状況・その他の状況別）

	詳細	言及数
婚姻状況に関する違い	未婚・独身女性	3
	シングルマザー	8
	同性パートナーを選んだ女性	3
その他の要因による違い	地方に暮らす女性	2
	DV被害者	5
	障がいを持った女性	2
	無戸籍の女性	2
	障害児や病児を抱えた母親	1
	経済的困難に直面する女性	1

このように、審議過程に参加した議員の多くは、女性活躍推進法案が対象とする「女性」カテゴリーの狭さを指摘するという形で、様々なタイプの女性を代表していることが分かった。本稿の主たる関心事項である保守的な女性の代表という意味では、専業主婦が代表されているということが重要であろう。しかし発言数は、働く女性を代表する発言と比べると少ない。これは、保守的な女性の実質的代表が少なかったことを意味するのかもしれない。必ずしもそうではない。次小節で示すように、働く女性の代表においても保守的に女性を代表する現象は起こりうる。

45) 189-参議院本会議35号での発言。

2) 代表されている女性の利益：保守的な女性の代表？

保守的な女性の実質的代表とは、先述の通り、既婚女性が家庭内ケア労働の主担当者であるという性別役割分担を所与とした上で、女性の利益や権利を代表する行為である。本節では、まず保守的性別役割分担の象徴的存在である（専業）主婦を代表する発言、その後、働く女性を代表する発言を、保守的な代表がされているかどうかという観点から分析していく。

①（専業）主婦の代表

（専業）主婦を代表する発言は5発言あった⁴⁶⁾。その中でも、より具体的な主張を展開していた杉田水脈議員（次世代の党）は、

全ての女性が輝くために国がやるべきことは、女性らしく生活するための選択肢をふやし、その選択に自信と責任を持てる環境づくりです。が、本法案は逆に、女性の選択肢を狭めて、ライフスタイルを上から押しつけるものです

と、この法案が女性に働くことを強要していると批判している。そして、

若い女性の間で、専業主婦を希望する人がふえています。民間の調査では、未婚の女性の半数以上が、出産後は専業主婦になりたいと回答しています。二十代の専業主婦希望は五十八・五%と、特に多いという結果が出ています。また、みずからの意思によって職業生活を営む女性と法案には書かれていますが、実際に地元をまわってお母さん

46) 187-衆議院本会議9号における鈴木敦司（自民党）、杉田水脈（次世代の党）、187-衆議院内閣委員会10号における豊田真由子（自民党）、辻元清美（民主党）、杉田水脈の発言。

方と話す、本当は家で子育てに専念したい、でも、収入が少ないので働きに出なければいけないといった声が多く聞かれます。まさに、自らの意志に反して職業生活を営んでいる女性が多く存在します

と主張し、「家庭で子育てに専念したい方も、子育てと仕事の両立を望む女性も、その希望を実現できる」ことを要請することで、保守的な女性の代表を行っている。

杉田議員を含めた保守政党所属議員による専業主婦の擁護が、保守政権であるはずの安倍政権の女性活躍推進政策への批判として提示されていることは興味深い。これは、保守主義の中の多様性が顕在化していると解釈することもできるだろう。三浦まりが指摘するように、安倍政権を含めた近年の自民党の保守主義には「有能な女性の活躍の場を広げる」ことに親和的な新自由主義的側面があり、女性活躍推進政策はその最たるものであると言えるだろう⁴⁷⁾。そうであれば、堀江孝司が言うように、「保守派の中には、戦後に普及した専業主婦のいる男性稼ぎ主型家族を日本の『伝統』と称し、それを守ろうとする主張が見られる」ので、そこからの逸脱となる女性の就労促進が批判の対象となっているとみることもできる⁴⁸⁾。しかし、議員たちの発言では、伝統を守るべきだという主張は、少なくともあからさまには、なされていない。杉田議員ら保守議員たちがそのような主張を胸に秘めている可能性を否定することはできないが、これらの発言は、専業主婦という保守的な女性役割を担うことを自ら望んでいる（とされる）女性の声を代弁しているのであり、保守的な女性の代表が行われている発言と見なすことができるだろう。

専業主婦の代表をする発言のほとんどは自民党や次世代の党といった保

47) 三浦 (2015), p. 66.

48) 堀江 (2016b).

守政権に所属する議員によるものであり、保守主義と専業主婦の親和性の高さを示すものとなっていたが、辻元議員（民主党）も主婦を代表する発言をしている。安倍内閣の女性活用の姿勢を批判するこの発言では、

女性の人権をしっかり守っていくとか、子育てしやすい社会をつくるとか（中略）本来の男女平等というものを実現していった結果、女性も男性も働いて、さまざまな社会で活動して、もちろん主婦として主婦の仕事をなされている方も含めまして、介護などもやりやすい、だから気が付いてみたら経済的にも大きくプラスになっているねというのが筋だと思うんですよ

と、主婦については一言触れられているだけである。従って、この発言のみからは、辻本議員による主婦の代表が保守的な女性の代表なのかどうかを判別するのは難しい。しかし、少なくともこの発言は、保守議員でなくても専業主婦を代表することもあるという例であり、辻元議員の革新的な政治姿勢を考慮すると、主婦の代表においても、必ずしも保守的ではない代表の仕方が可能であることを示唆していると言えるだろう。

② 働く女性の代表

では、働く女性を代表する発言では、どのような女性の利益や権利が代表されているだろうか。働く女性を代表する発言では、男女の賃金格差や、待遇差別、セクシュアルハラスメントやマタニティハラスメントなどのハラスメント被害、家事・育児・介護と仕事の両立の難しさ、またそのために正社員や管理職への登用といったキャリアアップが難しいといった、女性労働者が経験してきた様々な不利益が指摘され、改善方法が提案されているが、ここでは、働く女性の保守的な代表に焦点を当てて、発言の中身を検討していく。

家事・育児・介護といった家庭内でのケア労働を主に担当するのは今までもこれからも女性であることを前提として、就労との両立を可能にするためには何が必要かという議論を展開しているのは4発言であった⁴⁹⁾。三木圭恵議員（自民党）の発言は、女性の伝統的役割を所与とした、保守的な女性の利益の代表の典型的な例と言える。三木議員は、

子育てをするときには一生懸命子育てをして、子育てが終わった段階で再就職をしたいという女性が数多くいらっしゃると思うんですね。（中略）それで、子育てをきっちりやって、子育てが終わってからもう一回再就職をしようとなると、今度はもう年齢制限なんかにひっかかって再就職がかなり難しいというような状況にも陥ってきていると思うんですね

と述べ、女性が子育てに専念するために会社を辞めた後に「再就職していく道を開いていく」施策の重要性を訴えている。

高木議員（公明党）は、「女性の就労継続に何が必要かを聞いた調査では、子育てしながら働き続けられる制度や職場環境と答えた女性は八割を超え、勤務時間が柔軟であることとした女性は六割に上ります」と指摘し、「必要とされているのは、女性が働きやすい環境をつくり上げることであり、育児や介護の休暇を取得しやすい職場の雰囲気が求められている」と、育児や介護といったケア労働を担う女性が働きやすい職場づくりの必要性を主張している。

一方で、男性の役割を変えることが女性のためになるという主張も10発言で見られた⁵⁰⁾。これらの発言では、男性の長時間労働の現状と、家

49) 187-衆議院本会議9号の高木美智代（公明党）、187-衆議院内閣委員会10号での三木圭恵（自民党）、濱村進（公明党）、187-衆議院内閣委員会11号での杉田水脈の発言。

庭内ケア労働は女性がするものという性別役割規範を変えていくことが、働く女性の利益に資するという論調が見られる。例えば、古本伸一郎議員（民主党）は、男性が持っている「家事労働は女の人とするものなんだという先入観」を変える必要を指摘し、「早く帰って男性が家事に参加すればするほど女性は働ける」と主張している。山尾志桜里議員（民主党）は、男性の育児休業取得率の低さを問題視しながら、「女性にとってみれば、やはり男性、父親が育休をとれるというのは、本当にありがたいといえますか、一番助かる」と述べ、男性の育児休業取得率アップを目指すことを法律の一部にできないかを問いただしている。また、上野通子議員（自民党）は、

働く女性にとっては、長時間労働は大変大きな問題となってきます。特に、結婚されて、出産されて、育児されると。その期間、働くということ、それをまた理由として早く会社を退社させていただくとはなかなか言いづらい。そういう現状がまだまだある中で、そればかりでなく、その時間に集中してストレスとか我慢が体に掛かって脳や心臓麻痺を発症するリスクが高まるというのも医学的にも知られているということで、これは男女を問わずですが、あるそうですし、また、男性の長時間労働も女性にも大変関係して、家庭に男性が早く帰ってくる、これに協力していただければ女性の負担もなくなるのではないかと思っています

50) 187-衆議院内閣委員10号での郡和子（民主党）、187-衆議院内閣委員会11号での三谷英弘（民主党）、189-衆議院本会議27号での山尾志桜里（民主党）、189-衆議院内閣委員会11号での古本伸一郎（民主党）、初鹿明博（維新の党）、山尾志桜里（民主党）、189-参議院本会議35号での平木大作（公明党）、189-参議院内閣委員会18号での上野通子（自民党）、189-参議院内閣委員会20号での藤本祐司（民主党）の発言。

と述べ、男女の長時間労働是正、男性への育児家事への参加が、働く女性の負担軽減につながると主張している。

平木大作議員（公明党）は、「家庭における女性の家事、育児負担の問題」を指摘し、

企業がどれだけ両立支援策を整備しても、極端に重い家事、育児負担を解消しない限り、女性が職場において能力を存分に発揮することはできません。（中略）政府としても、（家事支援やベビーシッターサービスなど）の支援体制の整備を進めるのと同時に、我々男性が家事や育児に積極的に取り組むことへの意識改革の旗振り役となっていきたい

とも述べている。さらに、男性の育児休暇を進めることで、男性の働き方改革にもつながるとして、以下のように主張する。

育児休暇については（中略）、男性は僅か二%、職場に男性社員の育児参画に対する根強い抵抗感があることや、上司が部下の育休取得を妨げるパタニティーハラスメントの存在も指摘されており、早急な是正が必要です。

この発言は、女性のキャリアアップに関する課題だけでなく、女性の就業一般についても言及しながら、男性の育児休業取得などによる家庭内ケア労働負担の分担といった方法で既存の性別役割を変革することが働く女性の利益に資するものと主張しており、保守的ではない女性の代表発言の好例となっている。

VI. 考察と結論

本稿は、安倍政権による女性活躍推進政策の一環として提出された女性活躍推進法案の国会での審議過程に注目し、そこでの議員発言において女性の実質的代表がなされているのか、なされているとすればどのように女性は代表されているのかを明らかにした。まず、本法案が、女性のための法律ではなく、女性を活用しようとするものであるという批判に基づいて、第一のリサーチクエスションとして、審議過程での議員発言でも女性活用の姿勢が見られるかどうかを検証した。その結果、明確に女性活用の主張をする発言は少なく、それとは反対に安倍政権および本法案の女性活用の姿勢を明確に批判する発言は、女性活用発言の2.5倍あったことも明らかになった。ここから、少なくとも法案審議過程においては、女性活用の姿勢は無批判のまま受け入れられていたわけではなかったという結論を導くことができる。安倍政権の女性活躍推進政策に批判的な研究者たちの声は、特に野党議員たちによって共有され、審議過程において表明されていたと言える。

女性活用の声が少なかった一方で、女性を代表する発言は多く、女性の実質的代表の先行研究が示すように、そこで代表されている女性とその利益・権利は多種多様であった。女性活躍推進法案と女性の実質的代表の関係という観点からは、女性活躍推進法案が想定し対象とする「女性」カテゴリーの狭さを指摘する形で異なるタイプの女性が代表されていたことに留意すべきであろう。ここから、本法案が一部エリート女性の活躍推進支援を目指すものであったとしても、法案が提出されたことをきっかけとして、審議過程においては、そこに含まれない多くの女性たちが代表されることになったことが見て取れるのである。これは、法案の内容にかかわらず、女性関連法案が審議される際には幅広い女性の

実質的代表が行われる可能性を示唆している。

また、本稿の第二のリサーチクエスションである、保守政権下では保守的な女性の代表がなされているのかを検証したところ、以下のことが明らかになった。保守的な女性役割の象徴的な存在である専業主婦を代表する発言は5発言であった。専業主婦が主に保守政党所属議員によって代表されていたという事実は、保守主義と専業主婦の親和性の高さを示している。一方で、民主党の辻元議員が主婦を代表する発言を行っていたという事実は、保守的でない専業主婦の代表が可能であることを示唆する。

働く女性の代表においても、女性の家庭内ケア労働への従事を所与としたうえでの保守的な代表を行う発言もあったが、発言数は4に留まっている。保守的な性別役割分担を変えることが働く女性の利益に資するという、保守的ではない女性の代表発言が10あったこと、専業主婦を代表する発言が5発言であったことを考慮すると、保守的な女性の代表が大勢を占めていたわけではないと論じることが可能であろう。

保守政権下での審議にも関わらず、保守的な女性の代表が優勢ではなかったという状況は、国会における発言機会のルールに原因を求めることもできる。本会議では、各会派の代表が質問に立つため、野党が複数存在している状況では野党議員による発言回数が多くなる。また、委員会における質問時間は、各会派の所属議員の比率に応じて各会派に割り当てられることになっているが、与野党間が協議を行い、与党が野党に質問時間を譲るという慣例がある。本法案が審議されていた2014年～2015年当時は、与党2：野党8という時間配分となっており⁵¹⁾、この慣例が、野党議員による発言回数の多さにつながっていたと考えられる。このことは、保守政権下であっても、議会運営のルールによっては非保

51) 武蔵 (2020), pp. 159-160.

守系議員による発言機会が確保され、その結果として、保守政権下であっても、女性の実質的代表が保守的なものになるとは限らないという、より一般的な仮説へとつながる。保守主義と女性の実質的代表の関係を考えるうえでも、女性の実質的代表には議会の制度などが影響を及ぼすという先行研究の指摘⁵²⁾の重要性が確認される結果となったと言える。

法案審議過程での議員発言で多様な女性の実質的代表が行われていたという本稿の発見は、保守政権下であっても、また法案の内容や目的が「女性のため」ではなかったとしても、国会審議においては、政権や法案の意図を超えた幅広い女性の実質的代表が起り得ることを示唆している。同時に、発言において女性が実質的に代表されていたとしても、そのことがもたらす実際的な影響、特に、法案内容に与えた影響については、本研究では答えを提示しえない。国会審議は形式的なものに過ぎず、実質的な議論は法案提出前の与党による事前審査で行われているという状況を鑑みると⁵³⁾、審議過程での女性の実質的代表が法律に影響を及ぼすのか、どのような条件下で影響力を持ちうるのかなどについてはさらなる実証研究が必要だと言えるだろう。

52) Franceschet (2011); Osawa and Yoon (2019); Osborn (2012).

53) 大山 (2018), pp. 67-68.

参考資料

- 衛藤幹子. (2017). *政治学の批判的構想：ジェンダーからの接近*. 法政大学出版社.
- 大海篤子. (2007). 女性議員の有効性に関する一考察－女性議員研究の現状と展望から見えたもの. 川人貞史, 山元一編, *政治参画とジェンダー*. 東北大学出版社, 211-243.
- 大山礼子. (2018). *政治を再建する、いくつかの方法*. 日本経済新聞出版会.
- 大山七穂. (2016). 女性議員と男性議員は何か違うのか. 三浦まり編著, *日本の女性議員：どうすれば増えるのか*. 朝日新聞出版, 217-270.
- 竹安栄子. (2016). 地方の女性議員たち, 三浦まり編著, *日本の女性議員：どうすれば増えるのか*. 朝日新聞出版, 271-315.
- 田畑真一. (2017). 代表関係の複数性：代表論における構築主義的転回の意義. *年報政治学*, I, 181-202.
- 辻由希. (2010). ジェンダーと代表 / 表象(representation)－「月刊自由民主」と衆議院選挙公報にみる女性の政治的代表. *年報政治学*, 61(2): 127-150.
- 辻由希. (2015). 第二次安倍内閣における女性活躍推進政策. *季刊家計経済研究*, 107: 17-25.
- 堀江考司. (2016a). 労働供給と家族主義の間－安倍政権の女性政策における経済の論理と家族の論理. *人文学報*, 32: 23-48.
- 堀江孝司. (2016b). 成長戦略としての「女性」－安倍政権の女性政策を読み解く. *SYNODOS*. <https://synodos.jp/politics/17400>
- 堀江考司. (2017). 安倍政権の女性政策. *大原社会問題研究所雑誌*, 700: 38-44.
- 三浦まり. (2014). 女性「活躍」推進の罨：女性が「輝かされる」社会に抗して. *世界*, 862: 52-58.

- 三浦まり. (2015). 新自由主義的母性－「女性の活躍」政策の矛盾. *ジェンダー研究*, 18: 53-68.
- 皆川満寿美. (2016). 女性活躍推進法の成立－「成長戦略」から「ポジティブ・アクション」へ. *国際ジェンダー学会誌*, 14: 8-31.
- 武蔵勝宏. (2020). 与党による閣法事前審査制の見直しに関する考察. *同志社政策科学研究*, 21(2): 157-170.
- Celis, K. (2006). Substantive Representation of Women: The Representation of Women's Interests and the Impact of Descriptive Representation in the Belgian Parliament (1990-1979). *Journal of Women, Politics & Policy*, 28(2): 85-114.
- Celis, K. (2009). Substantive Representation of women (and improving it): What it is and should be About? *Comparative European Politics* 7:95-113.
- Celis, K. (2012). On Substantive Representation, Diversity, and Responsiveness. *Politics & Gender*, 8(4): 524-529.
- Celis, K. (2013). Representatives in Times of Diversity: The Political Representation of Women. *Women's Studies International Forum* 41: 179-186.
- Celis, K. and Childs, S. (2012). The Substantive Representation of Women: What to Do with Conservative Claims? *Political Studies*, 60(1): 213-225.
- Celis, K. and Childs, S. (2014). *Gender, Conservatism and Political Representation*. Colchester, United Kingdom: ECPR Press.
- Celis, K. and Childs, S. (2018a). Conservatism and Women's Political Representation. *Politics & Gender*, 14(1): 5-26.
- Celis, K. and Childs, S. (2018b). Good Representatives and Good Representation. *PS: Political Science & Politics*, 51(2): 314-317.

- Celis, K. and Childs, S. (2020). *Feminist Democratic Representation*. New York, NY: Oxford University Press.
- Celis, K., Childs, S., Kantola, J., and Krook, M. L. (2014). Constituting Women's Interests through Representative Claims. *Politics & Gender*, 10(2): 149-174.
- Celis, K. and Erzeel, S. (2015). Beyond the Usual Suspects: Non-Left, Male and Non-Feminist MPs and the Substantive Representation of Women. *Government and Opposition*, 50(1): 45-64.
- Childs, S. and Webb, P. (2012). *Sex, Gender and the Conservative Party: From Iron Lady to Kitten Heels*. Palgrave Macmillan.
- Childs, S., Webb, P., and Marthaler, S. (2010). Constituting and Substantively Representing Women: Applying New Approaches to a UK Case Study. *Politics & Gender*, 6(2): 199-223.
- Curtin, J. (2014). Conservative Women and Executive Office in Australia and New Zealand. In K. Celis and S. Childs, *Gender, Conservatism and Political Representation*. Colchester, United Kingdom: ECPR Press, 141-160.
- Dalton, E. (2017). Womenomics, 'Equality' and Abe's Neo-liberal Strategy to Make Japanese Women Shine. *Social Science Japan Journal*, 20(1): 95-105.
- Diaz, M. M. (2005). *Representing Women? Female Legislators in West European Parliaments*. Colchester, United Kingdom: ECPR Press.
- Erzeel, S. and Celis, K. (2016). Political Parties, Ideology and the Substantive Representation of Women. *Party Politics*, 22(5): 576-586.
- Franceschet, S. (2011). Gendered Institutions and Women's Substantive Representation: Female legislators in Argentina and Chile. In M. L.

- Krook and F. Mackay (Eds.), *Gender, Politics and Institutions: Towards a Feminist Institutionalism*, New York, NY: Palgrave Macmillan, 58–78.
- Franceschet, S. and Piscopo, J. M. (2008). Gender Quotas and Women’s Substantive Representation: Lessons from Argentina. *Politics & Gender*, 4(3): 393-425.
- Gwiadzda, A. (2019). The Substantive Representation of Women in Poland. *Politics & Gender*, 15(2): 262-84.
- Kantola, J. and Saari, M. (2014). Conservative Women MPs’ Construction of Gender Equality in Finland. In K. Celis and S. Childs, *Gender, Conservatism and Political Representation*. Colchester, United Kingdom: ECPR Press, 183-208.
- Mansbridge, J. (1999). Should Blacks Represent Blacks and Women Represent Women? A Contingent ‘Yes,’ *The Journal of Politics*, 61(3): 628-657.
- O’Brien, D. Z. (2018). Righting’ Conventional Wisdom: Women and Right Parties in Established Democracies. *Politics & Gender*, 14(1): 27-55.
- Osawa, K. and Yoon, J. (2019). Who represents women and why in the Tokyo Metropolitan Assembly. *Asian Journal of Women’s Studies*, 25(3): 437-458.
- Osborn, T. L. (2012). *How Women Represent Women: Political Parties, Gender, and Representation in the State Legislatures*. New York, NY: Oxford University Press.
- Phillips, A. (1998). *The Politics of Presence*. Oxford: Clarendon Press.
- Piscopo, J. M. (2011). Rethinking Descriptive Representation: Rendering Women in Legislative Debates. *Parliamentary Affairs*, 64(3): 448-472.

- Piscopo, J. M. (2014). Feminist Proposals and Conservative Voices: The Substantive Representation of Women in Argentina. In K. Celis and S. Childs, *Gender, Conservatism and Political Representation*. Colchester, United Kingdom: ECPR Press, 209-230.
- Plumb, A. (2016). The Substantive Representation of Women on ‘Morality Politics’ Issues in Australia and the UK: How Does the Substantive Representation of Women Occur in Conservative Parties? *Political Science*, 68(1): 22-35.
- Reingold, B. and Swers, M. (2011). An Endogenous Approach to Women’s Interests: When Interests Are Interesting in and of Themselves. *Politics & Gender*, 7(3): 429-435.
- Swers, M. L. (2002). *The Difference Women Make: The Policy Impact of Women in Congress*. Chicago: Chicago University Press.
- Yoon, J. and Osawa, K. (2017). Advocating Policy Interests in Local Politics: Women’s Substantive Representation in Japan and South Korea. *Asian Women*, 33(2): 43-67.
- Young, I. M. (2002). *Inclusion and Democracy*. Oxford: Oxford University Press.